平成２８年（フ）第２４９号
千葉県船橋市馬込西２丁目19番３号
債務者　杉田　英朗
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本宮　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成28年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
奈良市学園朝日元町１丁目497番地の１　高木マンション３―203号
債務者　岡村　宏子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　達
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０４号
愛知県あま市七宝町遠島萱苅島1826番地33
債務者　阿部　由和
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　愛喜
4　破産債権の届出期間　平成28年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３４号
千葉県八千代市大和田新田108番地24
債務者　佐々木大治
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　龍次
4　破産債権の届出期間　平成28年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４２号
千葉市美浜区幕張西６丁目23番地５
債務者　田邉　弘
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　清治
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９６９号
東京都足立区江北７丁目25―４―204
債務者　鈴木　慎
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４１号
東京都足立区六月１丁目27―３―101
債務者　中坪　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４２号
東京都板橋区中板橋17―５
債務者　堤　武志
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６５号
東京都足立区東保木間１丁目25―４―208
債務者　田中　輝久
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６６号
埼玉県新座市新堀２丁目15―19
債務者　三吉美津子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６７号
東京都北区赤羽台３丁目26―11
債務者　籾田　次郎
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６８号
東京都練馬区石神井台２丁目８―24　第一モトハシハウス101
債務者　大岡千代子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６９号
東京都練馬区土支田２丁目27―10―204
債務者　碇石　悟
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０７０号
東京都練馬区土支田２丁目27―10―204
債務者　碇石千惠子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０７１号
東京都小金井市本町２丁目13―13―105
債務者　沖山直保子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８５号
東京都足立区北加平町９―６―305
債務者　宇田川健二
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部